|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 意見の概要 | | 日高村の考え方 | |
|  | | 今回の条例の趣旨は、建築基準法第39条に基づき、日高村災害危険区域を定めることで、その区域での建物床高を規制するものです。  浸水地域拡大の被害を防止する対策のため、盛土規制をすべきとのご意見は、日高村水害に強いまちづくり条例第11条の「貯留浸透阻害行為」で示されているもので、現行法令上では、その行為は「届け出制」としており、違反行為に対して村ができるものは、違反者に対する「助言・勧告」にとどめております。  憲法上の私権の制限をするのは困難なことから、盛土に対する規制はこの範囲以上はできないと考えております。  また、宅地造成規制法を改正する法律でいう盛土は、熱海市の事例のような崩落による危険な盛土などを規制する内容が中心であるとしており、ご意見にあるような浸水地域拡大の被害を防止するための盛土の考えは含まれておりません。  村としても、憲法上認められていないものに対し、法整備を強く要望することは行いません。 | |
| 意見の概要 | | 日高村の考え方 | |
|  | | 日高村水害に強いまちづくり条例を、日高村村民憲章と、日高村床上浸水防止条例の2本にすべきとのご意見に対しましては、  現状では、その考えはありません。  条例内容は、令和元年7月から日高村総合治水条例策定委員会において、議論してきた内容であるとともに、浸水被害に特化した、国の法律である「特定都市河川浸水被害対策法」を最大限に参考にするとともに、その条文内に書ききれない部分については、条例前文として、水害の歴史的な背景なども謳っているものであり、その内容は、全国に誇れる内容となっていると考えております。  村としては、この条例を基にハード施設のみに頼らない住み方も工夫しながら暮らす「水と共生する暮らし」を目指したいと考えております。  一方、ご意見の日高村村民憲章の考えにつきましては、本条例をしっかりと周知し、ご理解いただくための手段としまして、「日高村村民憲章」の考え方も取り入れながら、様々な方法を用いて取り組みたいと考えてまいります。 | |
| 意見の概要 | 日高村の考え方 |
| 日高村災害指定区域の指定。建物利用規制は慎重な判断を願います。  理由　床高規制などの個人の土地建物利用制限は私権に影響を及ぼすので反対土地建物利用は基本的に自己決定の私権である。  自己責任と自助は同様の意味合いを持っているものと考えて事前の災害予防などにすることは個々の考え思いに任せるべきであり行政が必要以上に介入すべき案とは思えない。  行政のすべき事は科学的に分析した根拠あるデータ資料(災害時等）の提供を行い土地利用者の責任を喚起することに努め、公平性を担保すべきである。  また、万一災害が発生した場合は公助によって安全の確保に努める。  日高村は過去より現在まで常に水との戦いを続けてきた村で今後も決して戦いを共生などの甘い言葉で放棄すべきでない。安全安心な暮らしの裏付けは経済的な基盤の上に存続すべきである。 | そもそも、建築基準法で基本的な建物の構造や最低限の地盤からの床高などは定められており、個人の自由で建築できるものではありません。  今回の条例では、居室がある床高を基準高以上のものとすることで、村民の生命財産を守るものであり、そのための建築基準法第39条でいう災害危険区域に定めるものです。  また、ご意見に「水と共生するなど甘い言葉で放棄する」とありますが、決してそのようなことはなく、今回の条例での「建物床高規制」と、本条例の「日高村水害に強いまちづくり条例」での「貯留浸透阻害行為」に対する「盛土などの行為」「開発行為」の規制を行うなど、現行法令で最大限にできるものを定めており、それは、ハード施設のみに頼らない「住み方を工夫する」というまさに「水と共生する」日高村を目指したものを示しているものです。  一方、科学的に分析したデータなどで、事前に情報提供することは非常に重要なことと考えており、今回示す「日高村災害危険区域＝日高村浸水予想区域」の区域場所はもとより、その区域の示す意味なども、しっかりと周知を行いたいと考えております。 |